

吉田町展望台小山城売店における販売品設置事業者募集要項

この要項は、吉田町展望台小山城売店に販売品を設置する事業者を選定するために必要な応募資格及び審査基準を定めるものである。

1 商品選定に当たっての重点課題（採点項目）

- (1) 吉田町産の良品として町内外にPR及び情報発信することができるもの。
- (2) 吉田町にきた楽しみや喜びを感じ、再び町に訪問したいと思っただけのもの

2 募集要領

(1) 参加表明

- | | |
|---------|--|
| ア 提出書類 | 「参加表明書兼企画提案書」（様式第1号） |
| イ 募集開始日 | 令和2年4月1日（水曜日）から、令和3年3月31日（水曜日）もしくは販売事業者が4社決定するまで |
| ウ 提出先 | 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地 吉田町産業課 |
| エ 提出方法 | 必ず持参すること。 |
| オ その他 | 参加表明等に関する書類の作成に関する一切の費用は参加者の負担とし、提出書類等については、返却しない。 |

(2) 販売事業者の決定

4(5)の設置条件を満たす事業者とし、条件を満たす複数の事業者から参加表明があった場合は、選考により、多くの得点を得た事業者を選定する。

- (3) 決定した事業者は、産業課と契約内容の確認を行った上で契約締結を行う。
- (4) 決定した事業者は、販売に係る権利を他社に譲渡しないこと。

3 参加資格要件

この募集に参加できる事業者は、次の条件を満たす法人又は個人とする。

- (1) 吉田町において、3年以上の運営経験を有すること。
- (2) 吉田町内に本社、支社、本店、支店又は営業所を有していること。
- (3) 本社、支社、本店、支店又は営業所が参加表明に関する書類を提出する時点において、静岡県内で食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- (4) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (5) 国税及び地方税の未納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。

4 提示条件

(1) 設置場所及び施設の概要

場所：静岡県榛原郡吉田町片岡2499番地の2 売店（別紙のとおり）

(2) 募集数：4社

(3) 販売期間

契約締結日から令和3年3月31日までとする。

※ ただし、吉田町及び販売事業者の双方に異議がないときは以降1年ごと自動更新できるものとする。

(4) 費用負担

ア 賞味期限切れ販売品の回収

納品し賞味期限が切れた販売品については販売業者が費用負担の上回収すること。

(5) 設置条件

ア 販売価格は、一般市場価格相当とすること。

イ 販売に必要な各種法令に基づく許認可等は設置事業者が取得すること。

ウ 販売品の搬入、搬出時間は売店開店時間内とし、方法については産業課の指示に従うこと。

エ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

オ 利益還元として、販売品の1か月分の売上金額の15%から25%に相当する額を該当月の翌月の15日までに町に納めること。

カ 1に規定する重点課題及びオについて合計し75点以上の得点を満たすこと。ただし、得点を満たした事業者が募集数を上回った場合、より多くの得点を得た事業者を選定する。

(6) 使用許可の取消し又は変更

ア 事業者が許可条件に違反したとき。

イ 事業者が申請者の資格を失ったとき。

(7) 事業者は、販売品について、吉田町又は第三者に損害を与えたときは全て事業者の責任でその損害を賠償しなければならない。

(8) その他販売に関し疑義が生じた場合は、産業課の指示を受けること。

担当 産業課 商工観光水産部門
電話 0548-33-2122